

麻布大学獣医学部規則

制定 平成5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、学則で「学部で定める」とされている事項及び学部が必要と認めた事項について規定する。

(学部及び学科の目的)

第1条の2

学則第3条第3項に基づき、本学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 獣医学部の理念・目的

獣医学部は、幅広い獣医学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする。

(2) 獣医学科の目的

獣医学科は、獣医師としての科学的思考力と応用能力を展開させ、生命と福祉に関わる科学者としての社会的使命を遂行できる能力及び動物の生理や病態、疾病の処置とその予防並びにヒトと動物の感染症、動物性食品衛生及び環境衛生に関する科学的知識と技術を併せ持つ人材を養成することを目的とする。

(3) 動物応用科学科の目的

動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 獣医学部は、学則第2条第1項に基づき、学部の教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

2 前項の点検及び評価を行うための体制は別に定める。

(学期)

第3条 学則第16条に基づき、1学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学期の期間は、学部の事情により、教授会の意見を聴いて学長が変更することができる。

(在学年限)

第4条 学則第19条第3項に基づき、同一学年に在学することのできる年数は、以下に掲げるいずれかの年数とする。

(1) それぞれ2年以内

(2) 同一学年の間に3年の休学があるときは1年以内とする。

(授業科目の区分)

第5条 学則第25条に基づき、授業科目は、獣医学科においては、基礎教育科目と専門科目に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に、動物応用科学科においては、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。(授業科目及び単位数)

第6条 授業科目、年次別・学期別配置及び単位数は別表第1及び別表第2に定める。

2 前項は教授会の意見を聴いて学長が行う。

(単位の計算)

第7条 学則第26条に基づく授業科目の単位は、次の基準により計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習・ゼミについては、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義と演習を併用する授業については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮して、必要あるときは15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、その学修の成果を評価して、所定の単位を授与する。

(履修方法)

第8条 学則第32条に基づき、学生は担当された学年又は学期に必修科目を履修しなければならない。

2 選択科目及び選択必修科目については、次のように履修する。

(1) 獣医学科

基礎教育科目から29単位以上、ただし第6条第1項の別表第1に示した英語から2単位、第二外国語から4単位を含む。

また、専門選択科目から5単位以上を履修するものとする。

(2) 動物応用科学科

基礎教育系科目群：選択科目を12単位以上、選択必修科目を外国語A科目から6単位以上。

専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群：選択科目を21単位以上、ただし、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群、動物人間関係学系科目群の選択科目より、それぞれの系の科目群ごとに講義4単位、実習演習1単位以上(ただし、選択の実習演習科目から合計5単位以上)。

3 在籍年次より上級に担当された授業科目は履修することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める獣医学科の授業科目を履修できる者は、第14条の2に定める獣医学共用試験（以下「共用試験」という。）に合格した者とする。

- (1) 小動物臨床実習
- (2) 産業動物臨床実習
- (3) 小動物病院実習
- (4) 産業動物アドバンス実習

（他学部及び他学科における授業科目の履修）

第9条 学則第29条の2に基づき、学生は、本学の他学部及び他学科の授業科目を選択科目として履修することができる。

2 履修できる授業科目は、講義科目のみとし、4単位を超えないものとする。

3 前項における科目履修には当該授業科目担当者の承認を得なければならない。

（他大学等における授業科目の履修）

第10条 学則第29条、第30条に基づき、協議した大学又は短期大学等で履修した単位は、教授会の意見を聴いて、獣医学科にあつては、基礎教育科目の選択科目において10単位以内、専門科目の選択科目において6単位以内、動物応用科学科にあつては、基礎教育系科目群の選択科目において10単位以内、専門共通系科目群の選択科目において6単位以内を修得単位として学長が認めることができる。

2 前項により修得できる単位数は、1学年で8単位までとする。

3 外国語の単位認定については別に定める。

（履修登録）

第11条 学生は、当該年次に履修しようとする選択必修科目、選択科目、自由科目並びに本学の他学部及び他学科における授業科目を履修する場合は、学期始めの指定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 他大学等における授業科目の履修については、指定の期日までに履修届を提出し、学長の許可を得なければならない。

3 前項により受入れを許可された者は、指定の期日までに履修登録をしなければならない。

4 登録した科目は、登録変更届出期間を過ぎて変更すること及び登録抹消期間を過ぎて抹消することはできない。

5 不合格科目について再履修するときは、履修しようとする学期の始めに、再度履修登録をしなければならない。

（履修登録単位数の上限）

第11条の2 学生が、1年間に履修科目として申請することができる単位数は、再履修科目の単位数も含め、1年次学生にあつては年間50単位未満、2年次以上の学生にあつては、年間47単位未満とする。ただし、教職課程での履修単位数は、この単位数に含めない。

2 前項の定めにかかわらず、前年度のGPAが学長が別に定める値以上の者に係る履修登録単位数の上限は、年間50単位未満とする。

3 第1項の定めにかかわらず、カリキュラム変更に伴い、配当年次の変更による単位未修得必修科目を含めた当該学年の配当単位数が、第1項に定める履修登録上限単位数を超える場合にあっては、50単位未満を上限として、未修得必修科目の単位数をこれに加えることができる。（入学前の既修得単位等の認定）

第12条 学則第31条第1項及び第2項に基づき、入学前に他の大学、短期大学又は高等専門学校等において修得した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、基礎教育科目、専門科目、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の相当する修得単位として学長が認めることができる。

2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、第10条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（出席時間数）

第13条 学生は演習・ゼミ及び実験・実習について授業時間数の3分の2以上出席しなければ単位修得を認められない。

2 講義についても前項に準ずる。

（試験）

第14条 学則第27条第2項に基づく試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、通年授業の場合は学年末に、学期ごとの授業の場合は学期末に行う。

2 追試験は、定期試験を受験できなかった者に対して、また、再試験は定期試験の成績評価が不合格となった者に対して行う。

3 実験、実習等、別個に行われる試験については、別に定める。

4 前項の試験の実施要領は、別に定める。

（共用試験）

第14条の2 獣医学科において、前条に定めるもののほか、授業科目の履修制限を行うための条件として、全国獣医関係大学代表者協議会が設立した「獣医学共用試験委員会」の実施する獣医学共用試験<知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験（vetCBT）及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験（vetOSCE）>を行う。

2 共用試験の取り扱いについては、別に定める。

（成績評価と単位の認定）

第15条 学則第28条に基づき、授業科目の成績評価は、試験又はそれに代わる適切な方法で行う。

2 成績評価は、前項の方法で得た点数によって、次のように区分する。

- | | |
|---------|---|
| 80点以上 | A |
| 79点～70点 | B |
| 69点～60点 | C |
| 59点以下 | D |

3 前項の区分のうち、A、B、Cは合格、Dは不合格とし、合格した授業科目については単位を認定する。

- 4 再試験を経た場合の成績は、B 以下とする。
- 5 GPA の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(進 級)

第 16 条 進級は、進級基準に基づいて、学長が、教授会の意見を聴いて決定する。

2 進級基準は、次のとおりとする。

(1) 獣医学科の進級基準

- 1 年次：1 年次に配当された必修科目のうち、不合格科目が 2 科目以内、かつ 4 単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち外国語科目 2 単位以上、選択科目 12 単位以上の修得が必要である。
- 2 年次：2 年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が 2 科目以内、かつ 4 単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち外国語科目 4 単位以上、選択科目 17 単位以上の修得が必要である。
- 3 年次：3 年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が 2 科目以内、かつ 4 単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち、必修科目 9 単位、外国語科目 6 単位（基礎科学英語を除く英語の中から 2 単位、第二外国語の中から 4 単位）以上、選択科目 23 単位（人文系科目から 2 単位以上、社会科学系科目から 2 単位以上を含む）以上の修得が必要である。
- 4 年次：4 年次までに配当された全ての必修科目の修得が必要である。
- 5 年次：5 年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が 4 科目以内、かつ 8 単位以内（実習科目は 5 単位以内）は進級とする。

(2) 動物応用科学科の進級基準

- 1 年次：1 年次に配当された科目から合計 30 単位以上修得した者は、進級を認めるものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。
基礎教育系科目群：必修講義科目 8 単位以上、必修実習・演習科目 3 単位以上
専門基礎科目群：必修講義科目 9 単位以上
- 2 年次：1 年次及び 2 年次に配当された科目から合計 67 単位以上修得した者は進級を認めるものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。
基礎教育系科目群：必修講義科目 10 単位以上、必修実習・演習科目 4 単位以上、選択必修外国語 A 科目 4 単位以上、選択科目のうち人文科学系科目から 2 単位以上、社会科学系科目から 2 単位以上を含む、24 単位以上
専門基礎科目群：必修講義科目 37 単位以上、必修実習・演習科目 2 単位以上
- 3 年次：1 年次、2 年次及び 3 年次に配当された科目の合計 91 単位以上修得した者は進級を認め

るものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。

基礎教育系科目群：必修講義科目 12 単位必修実習・演習科目 5 単位、外国語 A 科目 8 単位（選択必修科目 6 単位、必修科目 2 単位）以上を含む、37 単位以上

専門基礎科目群・専門共通系科目群：必修講義科目 45 単位以上、必修実習・演習科目 3 単位以上

専門共通系科目群・動物生命科学系科目群・動物人間関係学系科目群：選択講義・実習・演習科目 6 単位以上

(編入学)

第 17 条 学則第 38 条に基づいて、獣医学部に編入学を志願する者は、動物応用学科のみ受け付ける。

2 前項に定める編入学を志願する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 学部教授会で前号に相当すると認められた者

3 入学許可は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

4 編入年次は、2 年次とする。

5 第 2 項により入学を許可された者の、入学する前に在学していた大学の既修得単位を、基礎教育系科目群 37 単位に限りこれを修得単位として認めることができる。

6 前項の定めにかかわらず、動物応用科学科においては、英語科目が第 8 条に規定する履修単位に満たない場合は不足の単位の修得を必要とする。

7 学則第 38 条第 2 項に基づき、入学後の修業年限は、学則第 18 条に準ずるものとする。

8 学則第 38 条第 2 項に基づき、入学後の在学年限は、第 4 条に準ずるものとする。

9 選考の要領は、別に定める。

(転学部及び転学科)

第 18 条 学則第 39 条に基づき転学部又は転学科を願い出た者は、選考の上、学長が許可することがある。

2 前項の出願資格は次の条件を満たすものとする。

(1) 獣医学科

- ① 獣医学科に転学部転学科できる者は、出願時現在、所属する学科の 1 年次に在籍する者であること。
- ② 出願時には、所属する学科の 1 年次に配当された必修科目、当該学科 1 年次進級要件を満たす選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであり、かつ、履修可能な英語科目及び第二外国語科目の単位を全て修得見込みであること。

(2) 動物応用科学科

- ① 動物応用科学科に転学部転学科する者は、現在所属する学科の 2 年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2 年次に在籍する者のほか、4 年次までに在籍する者まで認めるものとする。
- ② 出願時には、所属する学科の 2 年次に配当された

必修科目、当該学科2年次進級要件を満たす選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであり、かつ、選択必修科目の英語科目の単位、2単位を修得見込みであること。

- 3 転学部又は転学科の許可は教授会の意見を聴いて学長が行う。
- 4 転学部又は転学科を許可された者は、獣医学科にあっては1年次、動物応用科学科にあっては2年次に学籍を移すこととする。
- 5 修業年限及び在学期間は前条第6項及び第7項に準ずる。
- 6 転学部又は転学科を許可された者は、在学していた学部又は学科の既修得単位を、転学部又は転学科した学科の授業科目に相当する修得単位として認めることができる。
- 7 選考の要領は、別に定める。

(再入学)

第19条 学則第44条に基づき、学長が再入学を許可することがある。

- 2 学則第44条第2項に基づき、再入学者の修業年限は、再入学前の在学期間を含み、学則第18条を準用する。
- 3 学則第44条第2項に基づき、再入学者の在学期間は、再入学前の在学期間を含み、第4条を準用する。
- 4 再入学者が本学在学中に修得した授業科目の単位は、全て修得単位として認めることができる。
- 5 第2項から第4項は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(外国人留学生)

第20条 学則第52条第1項に基づく外国人留学生の入学に関しては、「麻布大学外国人留学生の入学に関する規則」の定めるところによる。

- 2 学則第52条第2項に基づく日本語及び日本事情に関する科目は、放送大学と協定している科目を基礎教育科目の選択科目として履修することができる。
- 3 学則第52条第3項に基づき免除することができる授業科目に関しては、その都度教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(卒業)

第21条 学則第45条に定める卒業に必要な要件を満たした者は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 所定の授業科目及び単位数

獣医学科	基礎教育科目	38 単位以上
	専門科目	151 単位以上
	計	189 単位以上
動物応用科学科	基礎教育系科目群	37 単位以上
	専門基礎科目群	} 87 単位以上
	専門共通系科目群	
	動物生命科学系科目群	
	動物人間関係学系科目群	
計	124 単位以上	

(2) 在学期間におけるGPAが学長が別に定める基準以上

- 2 前項の定めにかかわらず、第2号の要件を満たしていない者については、別に定める試験に合格することで、これに代えることができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて学長が定める。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、教授会及び教学会議の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月19日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月17日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年2月21日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

2 第8条第2項、第16条第2項第2号及び第21条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに獣医学部動物応用科学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年10月17日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月5日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年11月17日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

2 第8条第2項第2号、第9条、第16条第2項及び第21条の規定にかかわらず、平成22年度までに獣医学部に入学した者及び平成23年度に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年3月9日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月20日に改正し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 11 月 16 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 I にかかわらず、平成 23 年度までに獣医学部に入学した者及び平成 24 年度に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 2 月 22 日に改正し、平成 23 年 4 月から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 12 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条、第 21 条及び別表第 I の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した者及び平成 26 年 3 月 31 日までに入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 3 第 17 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 4 第 18 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 2 月 20 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 II の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 10 月 16 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する
- 2 第 21 条、別表第 I の規定にかかわらず、平成 25 年度までに獣医学部に入学した者及び平成 26 年度に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 2 月 19 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条第 4 項、第 14 条の 2 の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した者及び平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 3 第 11 条の 2 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに動物応用科学部に入学した者及び平成 28 年 3 月 31 日までに動物応用科学部に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附則

- 1 平成 23 年度に入学した者、平成 24 年度に編入学した者及び平成 24 年度に転学部・転学科した者については、第 6 条別表第 I に定める授業科目に自由科目として次の科目を追加する。
「衛生関係法規」（4 年次、前期、2 単位）
- 2 この規則は、平成 26 年 5 月 21 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規則は、平成 26 年 6 月 18 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 別表第 I の規定にかかわらず、平成 25 年度までに獣医学部に入学した者並びに平成 26 年度に獣医学部に入学した転学科者及び編入学生については、従前の例による。

附則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 4 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条、第 16 条、第 21 条、別表第 I 及び別表第 2 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部及び動物応用科学部に入学した者並びに平成 28 年 3 月 31 日までに獣医学部及び動物応用科学部に入学した転学科者及び編入学生については、なお従前の例による。
- 3 第 17 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までに獣医学部及び動物応用科学部に入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 4 第 18 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに獣医学部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 14 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までに編入学した者は、なお従前の例による。
- 3 第 18 条第 2 項及び同条 4 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに編入学した者の出願条件は、2 年次に在籍中の者とし、平成 30 年度に獣医学部に転学部又は転学科の許可を受けた場合は、学籍を 2 年次に移すこととし、平成 31 年度以降に獣医学部に転学部又は転学科の許可を受けた場合は、学籍を 1 年次に移すこととする。

附則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 23 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 11 条の 2, 第 16 条, 第 21 条及び別表第 I の規定にかかわらず, 平成 30 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 31 年 3 月 31 日までに獣医学科の 2 年次に転学部又は転学科した者については, なお従前の例による。ただし, 別表第 I に定める「産業動物アドバンス実習」については, 自由科目として開設する。

附 則

- 1 この規則は, 平成 30 年 3 月 15 日に改正し, 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 I の規定にかかわらず, 平成 30 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 31 年 3 月 31 日までに獣医学科の 2 年次に転学部又は転学科した者については, なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は, 平成 30 年 12 月 10 日に改正し, 2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条, 第 8 条, 第 12 条, 第 16 条, 第 21 条及び別表第 II の規定にかかわらず, 2019 (平成 31) 年 3 月 31 日までに入学した者及び 2020 (平成 32) 年 3 月 31 日までに動物応用科学科の 2 年次に転学部又は転学科した者については, なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は, 令和 2 年 2 月 27 日に改正し, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の 2 の規定にかかわらず, 令和 3 年 3 月 31 日までに獣医学科の 1 年次に転学部又は転学科した者を除く令和 2 年 3 月 31 日までに獣医学科に入学した者及び動物応用科学科については, なお従前の例による。
- 3 第 21 条の規定にかかわらず, 令和 3 年 3 月 31 日までに獣医学科の 1 年次に転学部又は転学科した者を除く令和 2 年 3 月 31 日までに入学した者並びに令和 3 年 3 月 31 日までに編入学した者及び動物応用科学科の 2 年次に転学部又は転学科した者については, なお従前の例による。

別表第Ⅰ 獣医学科授業科目 年次別・学期別配置表

1. 基礎教育科目表

区分	授 業 科 目	単位数	1年次	2年次	3年次	備 考
			前 後	前 後	前 後	
人文系科目	心理学	②		②		} 2単位以上
	動物比較心理学	②		②		
	文章表現法	②		②		
	総合英語	②		②		
	職業指導	④			④	
社会科学目	現代経済学	②		②		} 2単位以上
	法学概論	②		②		
	現代社会学	②		②		
自然科学系科目	数学	②	②			
	ライフサイエンスの数学Ⅰ	②	②			
	ライフサイエンスの数学Ⅱ	②	②			
	物理学	②	②			
	物理学実験	①		①		
	化学	2	2			
	化学実験	①	①			
	有機化学	②	②			
	物理化学概論	②		②		
	生物学	2	2			
	生物学実習	①	①			
	地学	②	②			
	地学実験	①	①			
	地球共生論	2	2			
生態学	②	②				
動物分類学	②	②				
科複合目	コンピュータ演習	1	1			
	情報科学技術	②	②			
科体保目育健	保健体育	②	②			
	基礎体育	②	②			
外国語	英語	2	2			} 2単位選択必修
	基礎科学英語					
	英語講読					
	英作文表現	②	②			} 4単位選択必修
	第二外国語	②	②			
	ドイツ語Ⅰ					
	フランス語Ⅰ					
	スペイン語Ⅰ					
	ドイツ語Ⅱ					
	フランス語Ⅱ					②
スペイン語Ⅱ	②					
自由科目	生物学入門	▲2	▲2			
	化学入門	▲2	▲2			
	地球共生系データサイエンス・同演習	▲2		▲2		
	地球共生系サイエンスワーク	▲2			▲2	
	※2					

※1. 単位の○囲みは選択必修科目又は選択科目を示す。

※2. ▲は自由科目を示す。

2. 専門科目表 (1)

系	授 業 科 目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
基礎 獣 医 学 系	細胞生物学	2	2											
	獣医遺伝学	1			1									
	獣医解剖学Ⅰ	2	2											
	獣医解剖学Ⅱ	2		2										
	獣医組織学	2		2										
	獣医発生学	1				1								
	獣医解剖学実習	2				2								
	獣医組織学実習	1						1						
	獣医生理学Ⅰ	2		2										
	獣医生理学Ⅱ	2				2								
	獣医生理学実習Ⅰ	1						1						
	獣医生理学実習Ⅱ	1							1					
	分子生物学	2		2										
	獣医生化学Ⅰ	2		2										
	獣医生化学Ⅱ	2				2								
獣医生化学実習	1						1							
病 態 獣 医 学 系	獣医寄生虫学Ⅰ (獣医寄生虫病学を含む)	2				2								
	獣医寄生虫学Ⅱ (獣医寄生虫病学を含む)	2					2							
	獣医寄生虫学実習	1					1							
	獣医薬理学総論	2						2						
	獣医薬理学各論	2							2					
	獣医薬理学実習	1							1					
	毒性学	2								2				
	毒性学実習	1									1			
	獣医微生物学総論	2				2								
	獣医微生物学各論Ⅰ (細菌・真菌)	2					2							
	獣医微生物学各論Ⅱ (ウイルス)	2						2						
	獣医免疫学	2							2					
	獣医微生物学実習Ⅰ	1							1					
	獣医微生物学実習Ⅱ	1								1				
	獣医病理学総論	2								2				
獣医病理学各論Ⅰ	2									2				
獣医病理学各論Ⅱ	2										2			
獣医病理学実習	2											2		
生 産 獣 医 学 系	牧場実習	1				1								
	獣医栄養学	2						2						
	家禽疾病学	2								2				
	家畜伝染病学Ⅰ	2								2				
	家畜伝染病学Ⅱ	1									1			
	家畜伝染病学実習	1										1		
	家畜衛生学Ⅰ	2								2				
	家畜衛生学Ⅱ	1									1			
	家畜衛生学実習	1									1			
	獣医臨床繁殖学	2								2				
	産業動物獣医総合臨床	4										4		
	産業動物臨床実習	1											1	
水生動物疾病学	2												2	
基礎・産業動物獣医総合臨床	2												2	

2. 専門科目表 (2)

系	授 業 科 目	単位数	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
臨床 獣 医 学 系	獣医内科学	2				2		
	獣医外科学	2				2		
	獣医放射線学	2		2				
	小動物獣医総合臨床Ⅰ	2					2	
	小動物獣医総合臨床Ⅱ	2					2	
	小動物獣医総合臨床Ⅲ	2					2	
	小動物臨床実習	3					3	
	臨床病理	2				2		
	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅰ	1				1		
	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅱ	1				1		
	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅲ	1				1		
	獣医総合臨床実習	4					4	
環 境 獣 医 学 系	実験動物学	2			2			
	実験動物学実習 (※2)	1			1			
	獣医公衆衛生学Ⅰ	2			2			
	獣医公衆衛生学Ⅱ	2				2		
	獣医公衆衛生学Ⅲ	2				2		
	獣医公衆衛生学実習	2				2		
	生物統計学	2	2					
	野生動物学	2	2					
	動物行動学	2			2			
	獣医疫学	2			2			
共 通 科 目	獣医学概論	2	2					
	獣医療倫理・動物福祉	2		2				
	専門学外実習	1					1	
	獣医関連法規	2				2		
	総合獣医学	3						3
	獣医学特論Ⅰ	2					2	
	獣医学特論Ⅱ	2						2
	卒業論文	8						8
選 択 科 目 ※ 1	産業動物臨床基礎実習	①	①					
	獣医畜産管理学	①			①			
	畜産物利用学	①			①			
	飼料原科学	①			①			
	インターンシップ	①				①		
	最新のバイオサイエンス	①			①			
	臨床解剖学	①				①		
	小動物病院実習	②						②
	産業動物アドバンス実習	①						①

※1. 専門選択科目 5 単位以上を修得してください。

※2. 実験動物学実習は、2 年次後期及び 4 年次後期で実施し、4 年次に 1 単位を付与する (2 年次の進級要件には含まない。)

別表第Ⅱ 動物応用科学科授業科目 年次別・学期別配置表

1. 「基礎教育系」科目群

区分	授 業 科 目	単位数	1年次	2年次	3年次	備 考
			前 後	前 後	前 後	
人文科学系 科目	生命・環境倫理学	②	②			} 2単位以上
	心理学	②		②		
	世界文化史	②	②			
社会科学系 科目	経済学	②	②			} 2単位以上
	法学・政治学	②		②		
	現代社会学	②	②			
自然科学系 科目	ライフサイエンスの数学	2	2			
	ライフサイエンスの物理学	②		②		
	物理学実験	①		①		
	化学	2	2			
	有機化学	2	2			
	生物学	2	2			
	生態学	2	2			
	地球共生論	2	2			
	自然科学史	②	②			
	生物学実験	1	1			
	化学実験	1	1			
	地学	②	②			
	地学実験	①	①			
	生物学入門	②	②			※1
	化学入門	②	②			
複合科目	スタディ・スキルズ	1	1			
	情報処理論	②	②			
	コンピュータ演習	1	1			
	基礎ゼミ	1	1			
保健体育 科目	基礎体育	②	②			
外国語A 科目	基礎科学英語	2	2			} ※2 6単位選択必修
	英語講読Ⅰ	②	②			
	英作文表現Ⅰ	②	②			
	総合・実用英語Ⅰ	②	②			
	総合・実用英語Ⅱ	②		②		
	英語講読Ⅱ	②		②		
	英語講読Ⅲ	②		②		
英作文表現Ⅱ	②		②			
外国語B 科目	ドイツ語Ⅰ	②	②			
	スペイン語Ⅰ	②	②			
	ドイツ語Ⅱ	②	②			
	スペイン語Ⅱ	②	②			
科目自由	地球共生系データサイエンス・同演習	▲2		▲2		
	地球共生系サイエンスワーク	▲2			▲2	

※1.高校において「生物基礎」及び「生物」を履修していない学生は、「生物学入門」を、「化学基礎」及び「化学」を履修していない学生は「化学入門」を履修すること。

※2.英語：単位の○囲みは選択必修科目を示す。選択必修科目のうちから、6単位以上履修すること。

※3.単位の○囲みは選択科目。

※4.単位の前の▲は自由科目。

2. 「専門基礎」・「専門共通系」科目群

区分	授 業 科 目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
専 門 基 礎 科 目	動物応用科学概論	2	2							
	動物応用科学実習	1	1							
	動物機能解剖学	2	2							
	動物人間共生論	1	1							
	動物関連法規	2	2							
	細胞生物学	2		2						
	遺伝生物学	2		2						
	動物生理学	2		2						
	微生物学	2			2					
	分子生物学	2			2					
	動物生化学	2			2					
	動物遺伝学	2			2					
	基礎野生動物学	2			2					
	応用動物行動学	2			2					
	動物資源経済学	2			2					
	動物人間関係学	2			2					
	実験動物学	2			2					
	動物生化学実習	1			1					
	動物解剖・生理学実習	1				1				
	動物生命工学	2				2				
	動物行動神経科学	2				2				
	動物繁殖学	2				2				
	食品科学	2				2				
	動物福祉論	2				2				
	動物病態学	2				2				
	栄養化学	1				1				
免疫学	2				2					
社会調査論・キャリア形成	2				2					
動物薬理学	2				2					
専 門 共 通 系 科 目	牧場実習	②			②					
	動物発生学	①			①					
	進化・分類学	②				②				
	動物栄養学	2					2			
	動物衛生学	2					2			
	動物管理学	②					②			
	動物分子生殖科学	②					②			
	生物統計学演習	1					1			
	動物飼養学	②						②		
	バイオインフォマティクス演習	①						①		
	職業指導	④						④		
	インターンシップ	①						①		
	専門ゼミ	2						2		
	公衆衛生学	②							②	
	動物栄養学実習	①							①	
	食品衛生学	②							②	
	卒業論文	6								6
科学の伝達	②								②	

専門基礎科目は2年次までの必修科目を構成し学科の目標とする、動物生命実践的ジェネラリストとしての基礎となる知識を学習修得する科目である。

専門共通系科目とは動物生命科学系及び動物人間関係学系の科目に共通する関連分野の科目である。

3. 「動物生命科学系」科目群

区分	授 業 科 目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
動物 生 命 科 学 系 科 目	応用動物遺伝学	②			②					
	動物遺伝子工学	②					②			
	遺伝生命科学実習	①					①			
	動物繁殖学実習	①					①			
	実験動物学実習	①					①			
	毒性学	②					②			
	動物細胞工学	②						②		
	動物受精卵移植論	②						②		
	食品製造学	②						②		
	機器分析化学	①						①		
	家畜人工授精特別実習	①						①		
	食品科学実習	①						①		
	毒性学－機器分析実習	①						①		
動物生殖制御論	②								②	

「専門共通系」「動物生命科学系」及び「動物人間関係学系」科目群から選択科目を21単位以上修得すること。ただし、それぞれの系の科目群ごとに講義4単位、実習演習1単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計5単位以上。）修得しなければならない。

4. 「動物人間関係学系」科目群

区分	授 業 科 目	単位数	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
動物人間関係学系科目	動物行動治療学	②					②			
	介在動物論	②					②			
	動物介在活動・療法演習	①					①			
	野生動物学野外演習	①					①			
	野生動物学	②					②			
	応用動物心理学実習	①						①		
	乗馬応用実習	①						①		
	動物行動管理学実習	①						①		
	動物環境行動学	②						②		
	動物発達行動学実習	①								①
動物資源経済学演習	①								①	

「専門共通系」「動物生命科学系」及び「動物人間関係学系」科目群から選択科目を 21 単位以上修得すること。ただし、それぞれの系の科目群ごとに講義 4 単位、実習演習 1 単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計 5 単位以上。）修得しなければならない。